

第5次綾部市地域福祉計画策定支援業務
に関する公募型プロポーザル
実施要領

令和6年5月

綾部市福祉部社会福祉課

1 趣旨・目的

この実施要領（以下「要領」という。）は、綾部市（以下「本市」という。）が発注する第5次綾部市地域福祉計画策定支援業務に関し、公募型プロポーザル方式により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

第5次綾部市地域福祉計画策定支援業務

(2) 業務内容

別添1「第5次綾部市地域福祉計画策定支援業務仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 委託料上限額

7,865,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

*この金額は単に本業務に係る予算規模を示したものであり、契約に係る予定価格を示すものではない。

3 委託予定者の選定方法

公募によるプロポーザル方式

4 応募資格

応募者は、次に掲げる資格要件をすべて満たしていること。

なお、資格要件の確認基準日は、本業務の募集開始日とし契約締結までの期間に資格要件を欠くような事態が生じた場合は、契約締結は行わないものとする。

- (1) 国又は地方公共団体からの受託により、過去5年以内（令和元年11月1日以降）に本件と同様の業務を実施し、かつ、その実績を確認及び証明できる契約を有すること。なお、実績については、現在業務実施中のものも含むものとし、また、本社、支店又は営業所等を問わず、事業者全体としての実績を含むものとする。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、若しくは破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 京都府内で地域福祉計画、第3期子ども・子育て支援事業計画、第9期介護保険事業計画、第7期障害福祉計画、それぞれの受注実績があること。
- (5) 企業としての個人情報保護等に関する公的資格である JISQ15001（プライバシーマーク取得）に審査登録をし、更新実績があること。
- (6) 綾部市暴力団等排除措置要綱（平成23年綾部市告示第10号）別表に掲げる措置要件のいずれかに該当しないこと。

- (7) 国税及び本市市税を滞納していないこと。
- (8) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (9) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触しないこと。

5 スケジュール（予定）

期 日	項 目	備 考
令和6年5月10日（金）	募集開始	ホームページ及び公告
令和6年5月17日（金）	質問書提出期限	電子メール
令和6年5月24日（金）	質問書回答期限	電子メール（必要に応じホームページ）
令和6年6月 3日（月）	企画提案書等の提出期限	持参又は郵送
令和6年6月 7日（金）	審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	綾部市役所
令和6年6月14日（金）	審査結果通知	郵送及び電子メール
令和6年6月中旬	受託者決定・委託契約締結	

6 要領等の配布

要領、提出書類様式及び基本仕様書の配布方法については、応募者が本市ホームページからダウンロードすることとする。

7 応募方法

(1) 提出書類、様式、提出部数等

別添2「第5次綾部市地域福祉計画策定支援業務に関する公募型プロポーザルに係る提出書類等一覧」のとおり

(2) 提出方法等

① 提出期限：令和6年6月3日（月）午後5時15分【必着】

② 提出方法：持参又は郵送による

※持参による場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

※郵送による場合は、書留郵便により、提出期限までに必着のこと。なお、郵送により提出する旨を提出期限までに電話により連絡すること。

③ 提出先：事務局

〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市福祉部社会福祉課 担当 中尾

TEL：0773-42-4250 FAX：0773-42-8953

e-mail：shakaifukushi@city.ayabe.lg.jp

8 審査の概要

(1) 選定方法

提出書類の審査に加え、プレゼンテーション及びヒアリングにより、委員会において審査し、最高得点を得たものを優先交渉権者として選定する。

応募者が遠方であるなど、やむを得ない理由があるときは Zoom によるプレゼンテーション及びヒアリングを行うことがある。

(2) 応募者が1者となった場合でも業者選定を実施するものとする。

(3) 実施日

令和6年6月7日（金）

*会場、時間等の詳細は、別途通知する。

通知予定日：令和6年6月3日（月）

(4) 時間配分

参加者ごとに約30分間（機材設置、片付けの時間は別とする。）

① 企画提案書等の説明・プレゼンテーション（20分）

② 質疑応答・ヒアリング（10分）

(5) 出席者

参加者ごとに3人以内とし、総括管理者は出席することが望ましい。

(6) その他

提案説明の際、プロジェクター等の使用は可能。プロジェクター及びスクリーンは本市で用意する。パソコン等は各参加者で準備すること。

(7) 審査基準

① 審査項目・配点

	項 目	配 点
業務実施体制 (50点)	①会社概要、規模	10点
	②業務を行う者の資格、経歴、実績並びに実務実施能力	10点
	③ 提案業者の策定実績（地域福祉計画）	5点
	④提案業者の策定実績（第3期子ども・子育て支援事業計画）	5点
	⑤提案業者の策定実績（第9期介護保険事業計画）	5点
	⑥提案業者の策定実績（第7期障害福祉計画）	5点
	⑦個人情報	5点
	⑧支援体制の専門性	5点
企画提案内容 (50点)	⑨業務の推進・支援体制	10点
	⑩業務の全体フロー、スケジュール	10点
	⑪本市の実態把握及び情報収集の手法	10点
	⑫独自提案	10点
	⑬法令例規との整合	5点
	⑭見積金額	5点
	合 計	100点

②審査項目ごとの採点基準

配点	特に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
10点	10	8	6	4	2
5点	5	4	3	2	1

(8) 審査結果の通知

審査結果は、各応募者に対して文書及び電子メールで通知する。

*通知予定日：令和6年6月14日（金）

9 契約の締結

(1) 8により選定された優先交渉権者と契約締結の交渉を行う。

(2) 本プロポーザルは、優先交渉権者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務内容は必ずしも企画提案内容に沿って実施するものではない。契約締結時において、優先交渉権者と本市との協議により改めて業務の詳細を定めた仕様書を作成するものとする。

*この場合において、契約交渉が不調となった場合は、審査結果による得点順位の上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

10 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。この場合において、8により選定された優先交渉権者が無効となった場合は、審査結果による得点順位を順次繰り上げる。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 同一の者が2つ以上の提出書類を提出した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 2の(4)の委託料上限額を超えた場合
- (6) 応募資格の要件を満たさなくなった場合
- (7) 提案に対して談合等、不正行為があった場合
- (8) その他委員会が不適切と認めた場合

11 質問等の受付及び回答

本業務の概要や要領、基本仕様書の内容等について、質問等がある場合は、以下のとおり質問書を提出し、本市から回答する。

- (1) 提出書類：質問書【様式9】
- (2) 提出期限：令和6年5月17日（金）午後5時15分【必着】
- (3) 提出方法：事務局あて電子メールによる
(shakaifukushi@city.ayabe.lg.jp)
※メール送信後、事務局に送信確認の電話をすること。
- (4) 回答方法：電子メールアドレス宛ての返信メールによる
- (5) 回答期限：令和6年5月24日（金）

※質問等の内容について電話で確認することがある。

(質問書には必ず電話番号を記載のこと。)

※必要に応じ、質問等の内容を本市ホームページで公開することがある。

12 その他

- (1) 提出書類の作成、プレゼンテーション及びヒアリング等、本業務のプロポーザルに要する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、審査に必要な範囲において、無償で複製することができるものとし、応募者に返却しない。
- (3) プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で行うが、提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため、公表することがある。
- (4) 提出書類の受理後の差し替え、追加、削除等は原則として認めない。
- (5) 企画提案書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の技術者であるとの本市の承認を得なければならない。
- (6) 提出書類の受理後、やむを得ず応募を取りやめる場合については、辞退届(様式任意)を必ず提出すること。
- (7) 電子メールの通信事故等について、本市はいかなる責任も負わない。
- (8) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

13 事務局（問い合わせ先）

〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市福祉保健部社会福祉課：担当 中尾

TEL：0773-42-4250 FAX：0773-42-8953

e-mail：shakaifukushi@city.ayabe.lg.jp